

第2期 特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）概要版

序文. 計画策定の趣旨

平成20年度より生活習慣病の予防、早期発見・治療、重症化及び合併症のリスクを軽減し、誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の抑制を図るため、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導が義務付けられました。

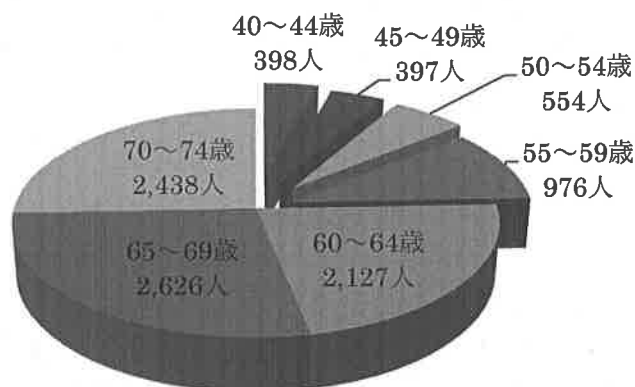
古河市国民健康保険においても、「第1期 特定健康診査等実施計画」を策定し、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、5年間の計画が終了となるため、引き続き、「第2期 特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）」を策定いたします。

第1章 第1期計画の分析・評価

特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率は、年々減少傾向にあります。目標値の達成は、たいへん困難な状況です。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受診率（目標）	37.0%	42.0%	50.0%	55.0%	65.0%
（実績）	33.6%	31.9%	30.3%	30.1%	—
実施率（目標）	20.0%	25.0%	30.0%	35.0%	45.0%
（実績）	21.6%	22.6%	21.4%	14.3%	—

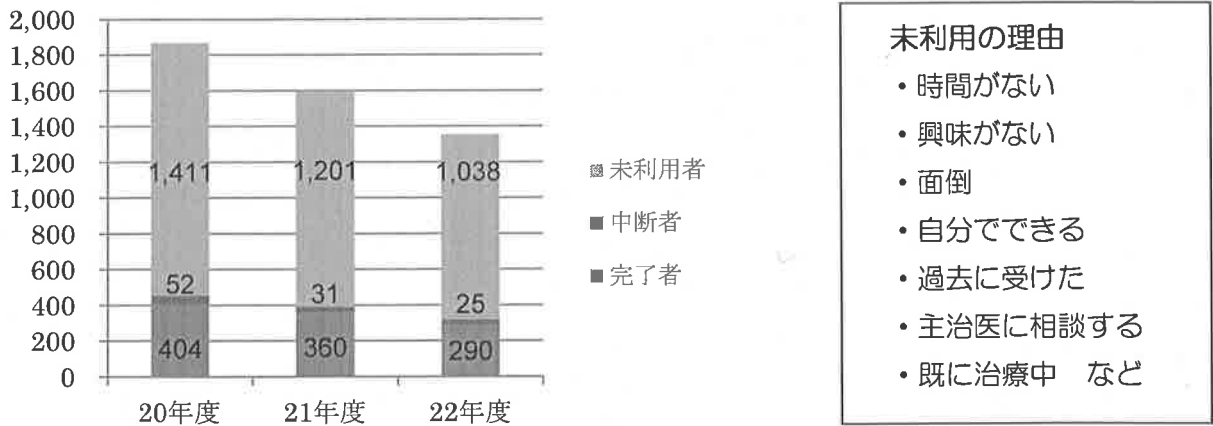
22年度における40・50歳代の現役世代の受診者は、全受診者（9,516人）の24.5%です。
若いうちから健診に関心を持つよう工夫し、受診率を向上させることが課題です。



未受診の理由

- ・忙しい
- ・面倒
- ・健康
- ・他の健診を受診
- ・忘れていた
- ・定期的に通院 など

22年度における特定保健指導対象者 1,353 人のうち 1,038 人（76.7%）が、未利用者です。
適切な指導による生活習慣病予防のため、実施率を向上させることが課題です。



特定保健指導を受けない者と完了者との1人年当たりの医療費の差は、動機づけ支援が 24,445 円、積極的支援が 38,819 円も完了者の方が低くなっています。

推定1年当たりの医療費削減額は、動機づけ支援が 5,011,252 円、積極的支援が 4,270,096 円（県内1位）と特定保健指導による医療費削減の効果が表れています。

【特定保健指導と4年間（2008年度～2011年度）の医療費（医科、調剤）男女計】 （1点＝10円）

動機づけ	対象者数	加入日数 合計	保険点数 合計	1人年当たりの 保険点数	1人年当たり の差	推定1年当たり 削減点数
受けない	675人	963,027	39,122,165	14,834.2	2,444.5	501,125.2
完了	205人	296,752	10,066,144	12,389.7		

積極的	対象者数	加入日数 合計	保険点数 合計	1人年当たりの 保険点数	1人年当たり の差	推定1年当たり 削減点数
受けない	522人	738,474	26,800,030	13,255.3	3,881.9	427,009.6
完了	110人	158,076	4,056,707	9,373.4		

第2章 目標

この計画における目標値を次のように定め、その達成に努めます。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診率（目標）	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
実施率（目標）	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%

第1期計画を踏まえ、さらなる啓発・周知を図るとともに、目標達成に向けた新たな取り組みを積極的に行っていきます。

【目標達成に向けた新たな取り組み】

- ・ 未受診者・未利用者への最低1回の勧奨、アンケート調査による原因分析
- ・ 生活スタイルの多様化や地域の実情に合わせたきめ細かな実施形態（夜間等）の検討
- ・ 事業主健診データ等の保険者への円滑な提供の協力依頼
- ・ 対象者並びに40歳未満の者に対する健診等の必要性の啓発・周知

第3章 対象者数

40～74歳人口の傾向から対象者を推計、平成29年度までの受診・実施予定者数を算出しました。

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 口		68,840	69,160	69,502	69,867	70,256
対 象 者 数		32,805	32,828	32,856	32,887	32,922
受 診 予 定 者		13,122	14,773	16,429	18,089	19,755
実 施 予 定 者 数	動機づけ支援	374	636	946	1,309	1,721
	積極的支援	231	385	565	769	996

第4章 実施方法

《特定健康診査》

対象者全員（がん検診希望者は案内通知に同封）に「受診券〈ハガキ〉」を郵送します。
 実施期間は通年とし、集団健診または個別健診（33医療機関）のどちらかで受診することとします。
 これまでの検査項目を継続するとともに、追加・変更については状況により随時、判断します。
 健診結果は本人に郵送、情報提供として生活習慣を見直すパンフレット等を同封します。

《特定保健指導》

健診結果をもとに保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて判断、対象者に通知します。
 対象者の優先順位をつけ、最も必要かつ有効な対象を選定します。

- ① 年齢が比較的若い人を対象とします。
- ② 性別比率を男性側に重点を置くものとします。
- ③ 健診結果レベルが前年と比較して悪化し、より緻密な指導が必要な人を対象とします。
- ④ 質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い人を対象とします。
- ⑤ 前年度に対象者であったにもかかわらず、保健指導を受けなかった人を対象とします。

リスクに応じて「動機づけ支援」「積極的支援」を実施します。

第5章 個人情報保護

第6章 実施計画の公表・周知

【公表方法】

- ・ 古河市ホームページや広報古河等に掲載します。
- ・ 「概要版」を作成します。

【普及啓発】

- ・ 古河市ホームページや広報古河お知らせ版等を活用し勧奨します。
- ・ 未受診者に受診勧奨通知を郵送します。
- ・ 電話・訪問による勧奨をします。
- ・ 公共施設や医療機関等へポスターを掲示します。

第7章 計画の評価・見直し

実施計画の実効性を高いものとするため、設定した目標の達成状況や成果の検証を行い、実態に即した効果的なものとなるよう必要に応じて見直しをするとともに、古河市国民健康保険運営協議会に報告、市民に周知していきます。

第8章 その他

【他の健診との連携】

集団健診において、健康づくり課と連携のうえ、がん検診等と同時実施します。

【実施体制の強化】

専門職の資質向上のため、各種研修会等への参加、関係機関等との連携・情報交換、職員の知見の共有・研鑽等を図ります。

第2期 特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）概要版

平成25年4月

〒306-8601 茨城県古河市長谷町38-18 古河市役所 健康福祉部 国保年金課

TEL (0280) 22-5111 (代) E-mail: kokuho@city.koga-ibaraki.lg.jp